

○高松市農村公園条例

平成17年12月21日

条例第192号

改正 平成20年6月27日条例第38号

平成25年12月25日条例第85号

平成26年4月1日用字用語整備施行

平成31年3月28日条例第45号

高松市農村公園条例

(設置)

第1条 市民に憩いとふれあいの場を提供し、市民の日常的な健康増進及び相互の交流の促進を図り、もって市民福祉の増進に寄与するため、高松市農村公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(行為に係る許可)

第3条 公園において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真、映画等を撮影すること。
- (4) 興行を行うこと。
- (5) 運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (6) 公園に工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占有すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

3 市長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用料)

第4条 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）からは、別表第2に規定する使用料を徴収する。

2 使用料は、当該許可の際に納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める期限までに納入することができる。

- 3 使用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、前項の規定にかかわらず、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）までに納めなければならない。
- 4 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。
- 5 市長は、必要があると認める場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

（行為の禁止）

第5条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自動車、二輪車、自転車等を持ち入れ、又はとめおくこと。
- (8) 指定された場所以外で火気を使用すること。

（利用の禁止又は制限）

第6条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

（監督処分）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、第3条第1項の許可を取り消し、若しくは当該許可に付した条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
- (2) 第3条第1項の許可に付した条件に違反した者
- (3) 偽りその他不正の手段により第3条第1項の許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、使用者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない理由が生じた場合
(損害賠償)

第8条 公園の利用者又は使用者は、自己の責めに帰すべき理由により公園の施設・設備等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第9条 公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。

(1) 公園の平等な利用が確保されること。

(2) 公園の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、公園の効用を十分に発揮するとともに公園の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有すること。

(4) その他公園の設置の目的を効果的に達成するため市長が必要と認める基準

3 前項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

4 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定することが適当であると市長が認める特別の理由がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「法人その他の団体」とあるのは、「第4項に規定する法人又は公共団体若しくは公共的団体」とすることができる。

5 指定管理者は、公園の維持管理その他の規則で定める業務を行うものとする。

6 指定管理者は、法令、条例及び条例に基づく規則並びに市長の定めるところに従い、公園の管理を行わなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成18年1月10日から施行する。

2 この条例の施行の日前に編入前の香川町立農村公園の設置及び管理に関する条例（昭和62年香川町条例第5号）、田渡池自然公園の設置及び管理に関する条例（平成6年香川町条例第13号）、龍満池親水公園の設置及び管理に関する条例（平成14年香川町条例第12号）、香南町公園の設置及び管理に関する条例（平成14年香南町条例第29号）又は国分寺町新居宮池親水公園設置条例（平成8年国分寺町条例第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為

は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年6月27日条例第38号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 市長は、この条例の施行前においても、改正後の第9条第2項から第4項までの規定の例により、同条第1項に規定する指定管理者の指定をすることができる。

附 則（平成25年12月25日条例第85号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第45号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用を許可されている者に係る既納の使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
高松市岡の上農村公園	高松市香川町浅野61番地3
高松市伽羅土農村公園	高松市香川町浅野1302番地1
高松市宮の前農村公園	高松市香川町浅野2080番地5
高松市流田農村公園	高松市香川町川内原1340番地2
高松市光栄農村公園	高松市香川町川内原2203番地
高松市田渡池自然公園	高松市香川町川東上201番地
高松市龍満池親水公園	高松市香川町川東上1865番地11
高松市梅ヶ井農村公園	高松市香川町川東下1397番地
高松市下谷農村公園	高松市香川町東谷637番地
高松市小鷲生原広場	高松市香南町池内1015番地
高松市井原農村公園	高松市香南町西庄891番地1
高松市大上親水公園	高松市香南町由佐1435番地1
高松市香南中央農村公園	高松市香南町横井823番地
高松市月見ヶ原公園	高松市香南町横井848番地
高松市新居宮池親水公園	高松市国分寺町新居3332番地1

別表第2（第4条関係）

公園を占用する場合

占用物件	単位	使用料
------	----	-----

(1) 電柱、電話柱、支柱、支線等	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1第2号単位の欄に掲げる単位に応じて同号宅地の欄に掲げる額	
(2) 地下埋設物	高松市道路占用料徴収条例（昭和28年高松市条例第11号）別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項に掲げる区分による単位及び占用料の額	
(3) 興行又は運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	使用面積1平方メートルにつき1日	44円
(4) 前3号に掲げるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める単位及び額	

行為をする場合

種別	単位	使用料
(1) 興行を行う場合	使用面積1平方メートルにつき1日	30円
(2) 運動会、競技会、集会、展示会、博覧会、演奏会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用する場合	使用面積1平方メートルにつき1日	15円
(3) 電源を使用する場合	1時間までごとに230円	
(4) 前3号に掲げるもの以外のもの	上記に準じてその都度市長が定める単位及び額	

備考

- 1 占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートルに満たないとき、又はその面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 2 1年を単位として定められた使用料については、その使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算する。この場合において、使用開始の日が属する月及び使用終了の日の属する月は、それぞれ1月として計算する。

- 3 使用期間が1月に満たないもの（電源を使用する場合にあっては、その使用期間が1月以上のものを含む。）の使用料については、この表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 4 この表の規定により算出した使用料の額が1件につき100円に満たないときは100円とし、100円を超える場合において、10円未満の端数（備考3の規定の適用がある場合にあっては、1円未満の端数）が生じたときは、これを切り捨てる。